

学会誌に掲載される「研究論文」は、本細則に従って執筆するものとする。なお、「実践報告」及び他の原稿作成もこれに準ずるものとする。

1 原稿の形式

(1) 文字原稿は、手書きではなくワープロ印字したものを提出すること。書式は、A4 版横書きで 1 頁 40 字×40 行とする。

(2) 章・節・項名、本文、註等を含め 15 頁以内。ただし、主題、(副題)、英文の主題、(英文の副題)、写真・図表、英文レジュメ (10 行程度) はこれに含めない。なお、以上の条件で、学会誌刷り上がりが 12 頁を超える場合は、1 頁につき追加料 ¥3,000 を納付すること。さらに、刷り上がり 16 頁を上限とする。

(3) 英文レジュメを 1 枚作成する。ただし、実践報告の場合は、必要としない。

(4) 表題部分には、主題 (タイトル) と、必要があれば副題 (サブタイトル)、英文の主題と副題を記入する。研究論文の場合のみ、所属、職名、氏名は記さないこと (投稿用紙のみに記入。査読作業のため)。英文の主題と副題は、英文レジュメの表題と同一にする。ただし、実践報告の場合は、英文主題と副題及びレジュメを必要としない。

(5) 英文レジュメの本文は、10 行程度にまとめる。ここにも、所属、職名、氏名は記さないこと。印刷頁では、最終頁に入れる。原則として、英語を母国語とする人のチェックを受けること。

2 表記について

(1) 原則として常用漢字を使用する。ただし、慣例による場合や固有名詞はこの限りではない。特に異体文字を使用するときは、出力した原稿の該当箇所を赤丸で囲む。ひらかなは、現代仮名遣いによる。

(2) パソコンやワープロにない文字を必要とする場合には、その箇所に □ を入力し、プリントした該当箇所に正しい文字を朱書きする。

(3) 英数文字は頭文字や固有名詞、略称 (例 : NHK) などを除いて、原則として半角とする。

3 図・表・写真の扱い

(1) 表には、その頭に「表 1」「表 2」(出現順) を記し、そのタイトル等をその右に続けて記入する。

(2) 図及び写真の下に、順に「図 1」「図 2」または「写真 1」「写真 2」(出現順) と記し、タイトル等をその右に続けて記入する。

(3) 現物の図・表は黒一色で作成された鮮明な版下を提出する。ただし、査読用にはそのコピーを提出すればよい。

(4) 写真原稿はカラー、モノクロのどちらでもよいが、原則として印刷はモノクロとする。ただし、査読用にはそのコピーを提出すればよい。

4 項立て・見出し

項立て・見出しは、下記のような番号と見出し語のみとする。
・大項目 1、2、3 …
・中項目 1-1、1-2、1-3 …
・小項目 1-1-1、1-1-2、1-1-3 …
大項目は見出しの入る行 (1 行または複数行) の前 1 行を余白として空ける。中項目、小項目以下は余白を空けない。

5 引用及び註について

(1) 直接引用文は、原則として「」内に入れる。3 行以上にわたる長文の場合は、行を改め 2 字下げれる。

(2) 直接引用で、旧漢字、旧仮名遣いを用的場合は末尾に (原文のまま) と表記する。それらを常用漢字や現代仮名遣いに改めた場合は、末尾に (常用漢字、現代仮名遣いに改める) と表記する。

(3) 原文の誤字や当て字をそのまま引用する場合には、該当する文字の上に「ママ」と表記する。

(4) 註及び引用文献は論文の末尾にまとめる。註番号は該当する文節の末尾上 (右肩) に通し番号 1) 2) 3) (出現順) で示す。なお、注番号はプリントしたものに朱書きで示してもよい。

(5) 註における引用文献は、著者 (翻訳者)、「論文名」「書名・雑誌名」、(雑誌の巻/号)、編著者、出版者 (発行所)、発行年、ページの順にカンマ (,) で区切って示す。
例 : 1) 木下教子、「子どもの生活」、山上学編、『現代保育講座』、(6 巻 2 号)、東西出版社、1991、p.176

(6) web ページからの引用の場合は、URL とアクセスの日時を記す。
例 : 3) 文部科学省、「幼稚園教育要領」第 2 章ねらい及び内容、
https://www.mext.go.jp/a_menu/shoto/new-cs/youryou/you/nerai.htm (2021.10.25 アクセス)

(7) 同じ文献で通し番号が続いてい

る場合は、先の項目の重複部分を省略する。

例 : 5) 同上、p.176

(8) 通し番号は続いていないが、既に掲げた同じ文献を引用する場合は、著者名 (姓のみ)、前掲書、ページを示す。
例 : 7) 木下、前掲書、pp.160-165

(9) 本文中に引用 (直接・間接) しない文献は挙げない。

付 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
平成 17 年 4 月 1 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正